

新規公開株式の契約締結前交付書面 新旧対照表

平成 28 年 2 月 1 日

改 定 後	改 定 前
<p>○ 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が<u>生じる</u>おそれがありますのでご注意ください。</p> <p>手数料など諸費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 <p>金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が<u>生じる</u>おそれがあります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が<u>生じる</u>おそれがあります。 ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が<u>生じる</u>おそれがあります。 <p>有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が<u>生じる</u>おそれがあります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場 	<p>○ 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が<u>生ずる</u>おそれがありますのでご注意ください。</p> <p>手数料など諸費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 <p>金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が<u>生ずる</u>おそれがあります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が<u>生ずる</u>おそれがあります。 ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が<u>生ずる</u>おそれがあります。 <p>有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が<u>生ずる</u>おそれがあります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場

改 定 後	改 定 前
<p>合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が<u>生じる</u>おそれがあります。</p> <p>・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が<u>生じる</u>おそれがあります。</p>	<p>合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が<u>生ずる</u>おそれがあります。</p> <p>・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が<u>生ずる</u>おそれがあります。</p>
<p>新規公開株式にかかる金融商品取引契約の概要</p>	<p>新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要</p>
<p>当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。</p> <p>・ 新規公開株式の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い</p>	<p>当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。</p> <p>・ 新規公開株式の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い</p>
<p>金融商品取引契約に関する租税の概要 <u>新規公開株式の募集または売出しに際して課税はされません。</u></p>	<p>金融商品取引契約に関する租税の概要 <u>個人のお客様に対する課税は、以下によります。</u></p>
<p><u>なお、上場後の株式にかかる課税は次のとおりです。</u></p>	<p><u>・ 新規公開株式の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。</u></p>
<p><u>個人のお客さまに対する上場株式の課税は、以下によります。</u></p> <p>・ <u>上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。</u></p>	<p><u>・ 新規公開株式の配当金は、原則として、配当所得となります。</u> <u>法人のお客様に対する課税は、以下によります。</u></p>
<p>・ <u>上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。</u></p> <p>・ <u>上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）</u></p>	<p><u>・ 新規公開株式の譲渡による利益および配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u></p>
<p><u>の利子、配当、および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告によ</u></p>	<p><u>なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>り譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。</u></p> <p><u>法人のお客さまに対する上場株式の課税は、以下によります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上場株式の譲渡による利益および配当金については、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に算入されます。</u> <p><u>なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合わせください。</u></p> <p>当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に<u>もとづく</u>第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お取引にあたっては、保護預り口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。 ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に<u>かかる</u>代金の全部または一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。 ・ 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に<u>かかる</u>代金をお預けいただきます。 ・ ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。 <p><u>その他留意事項</u></p>	<p>当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に<u>基づく</u>第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お取引にあたっては、保護預り口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。 ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に<u>係る</u>代金の全部または一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。 ・ 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に<u>係る</u>代金をお預けいただきます。 ・ ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。 <p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法にもとづく開示書類が英語により記載されることがあります。</u></p> <p><u>該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ</u> <u>(http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html) でご確認ください。</u></p> <p>当社の概要 (現行どおり)</p> <p><u>指定紛争解決機関</u> <u>特定非営利活動法人</u> <u>証券・金融商品あっせん相談センター</u> (現行どおり)</p> <p>設立年月日 平成 21 年 8 月 14 日</p> <p>百五証券お客さま相談窓口 電話：059-222-3610 <u>受付時間：9:00～17:00 (休業日を除く)</u></p>	<p>当社の概要 (省 略) (新 設)</p> <p>(省 略)</p> <p>設立年月 平成 21 年 8 月 14 日</p> <p>百五証券お客さま相談窓口 電話：059-222-3610</p>